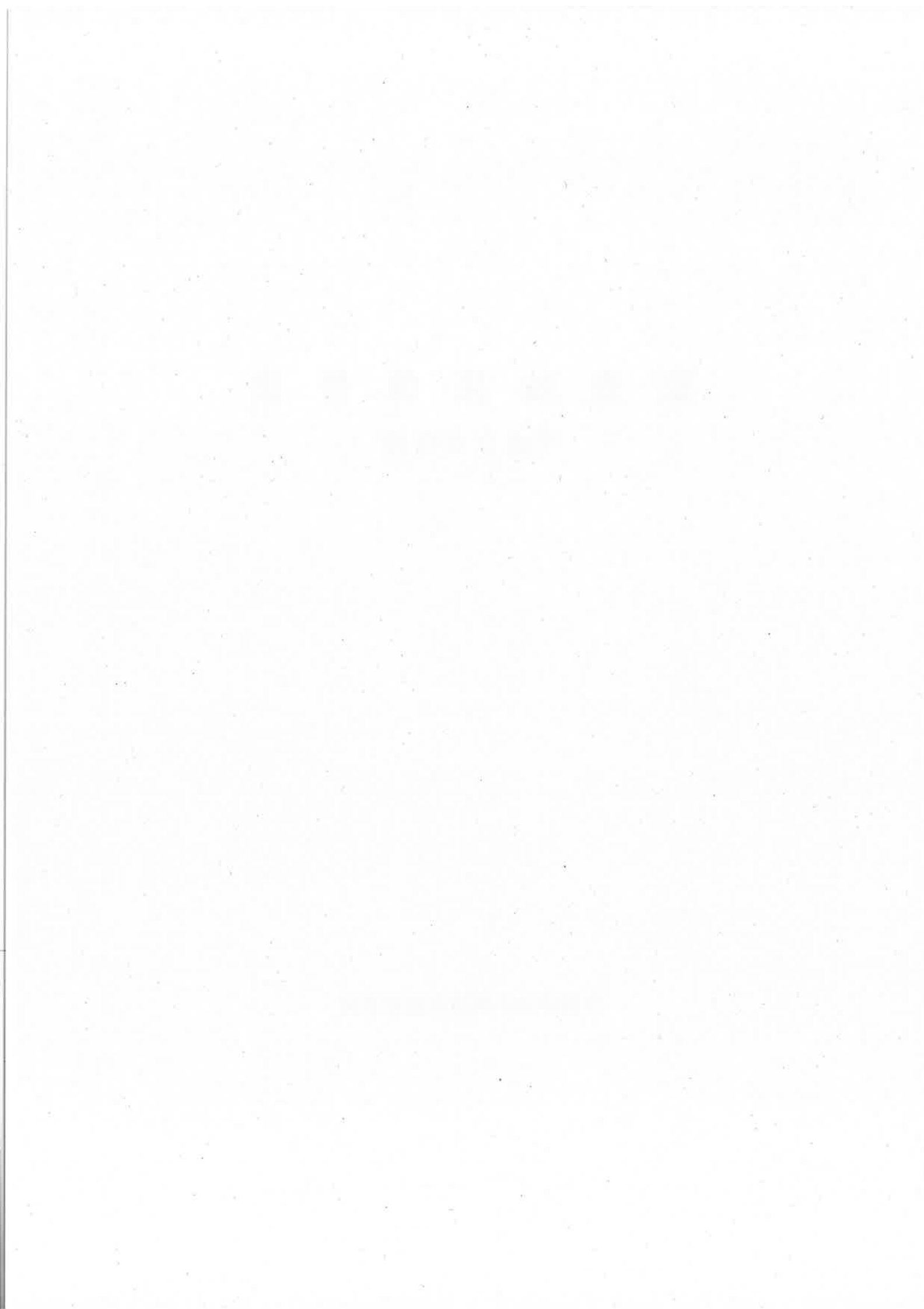


監 査 結 果 報 告 書

平成30年度

佐賀中部広域連合監査委員



佐中広監査第5号
平成31年3月26日

佐賀中部広域連合議会議長 中野茂康様
佐賀中部広域連合長 秀島敏行様

佐賀中部広域連合監査委員 力久 剛

佐賀中部広域連合監査委員 森田 浩文

定期監査の監査結果に関する報告書について

地方自治法第292条において準用する同法第199条第4項の規定により、平成30年度に実施した定期監査について、同条第9項の規定により監査結果に関する報告を決定し、提出する。

1 監査の概要

(1) 監査の方法

財務事務及び行政事務が法令に適合し正確に行われているか、また、行政運営が合理的かつ能率的に行われているかという観点から、提出された資料及び帳簿の全部又は一部を抽出し確認を行うとともに、関係職員に説明を求めた。また、必要に応じ現地に赴き、帳簿や資産の確認を行い、前回監査での指摘事項等の改善状況についても調査した。

(2) 監査の対象等

監査対象		監査対象期間	監査実施期間
事務局	認定審査課	平成29年 9月 1日 平成30年 3月31日	平成30年 9月 6日 平成30年12月27日
	給付課	平成30年 4月 1日 平成30年 8月31日	

監査対象		監査対象期間	監査実施期間
佐賀広域消防局	予防課	平成29年 9月 1日 平成30年 3月31日 平成30年 4月 1日 平成30年 8月31日	平成30年 9月 6日 平成30年12月27日
	消防課		
	佐賀消防署		
	多久消防署		

監査実施対象：4課2署

(3) 指摘事項等の改善について

監査の終了に際しては、監査対象となった部署を所管する局長等に対して、監査委員が指摘事項等についての説明を行い、当該事項に対する是正、改善を要請した。

(4) 定期監査における指摘事項等の推移

(単位：件)

区 分	指摘事項			検討を求める事項			注意を求める事項			計		
	H30	H29	H28	H30	H29	H28	H30	H29	H28	H30	H29	H28
1 服務関係	0	0	0	0	0	0	1	0	2	1	0	2
2 文書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3 収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4 支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5 契約	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0
6 工事等の執行	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7 補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8 財産管理	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0
9 その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	4	1	2	4	1	2

4課 4課 4課
2署 2署 2署

(指 摘 事 項) 違法又は不当な事項で、誤りの程度が重大又は著しく妥当性を欠くもの。

(検討を求める事項) 違法もしくは不当な事項又は検討すべき事項で、改善を求めることが適当なもの。

(注意を求める事項) 違法もしくは不当な事項で、注意を求めることが適当なもの。

2 監査の結果

監査の対象	事務局 認定審査課
監査の結果	財務等に関する事務の執行については、留意すべき軽微な事項はあるが、おおむね適正に処理されていた。

監査の対象	事務局 給付課
監査の結果	<p>○注意を求める事項</p> <p>出勤簿について</p> <p>宿泊を伴う出張及び日帰り出張において、全て出勤簿に出張と記載されていないかった。</p> <p>また、勤務を要しない日に出勤した場合において、出勤簿に押印がないものが数多く見られた。</p> <p>出勤簿は、実際の勤務状況を示す重要な書類であるため、適正な記録と確実なチェックを行われたい。</p>

監査の対象	佐賀広域消防局 予防課
監査の結果	財務等に関する事務の執行については、特段事務処理上問題もなく、おおむね適正に処理されていた。

監査の対象	佐賀広域消防局 消防課
監査の結果	<p>○注意を求める事項</p> <p>契約事務について</p> <p>九州地区国際消防救助隊合同訓練の訓練施設設置に係る業務委託契約において、当初は入札を計画していたが、九州北部豪雨等の影響で事務処理が遅れ、入札に要する期間がないとの理由で、予定価格が地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による佐賀中部広域連合財務規則第96条第6号に規定される金額を超えないように分割し、随意契約していた。</p> <p>不測の事態により契約事務の進捗が滞ったことは認められるが、1つの案件として発注できるものを複数に分けて発注することは、契約方法の問題のみでなく、契約金額の妥当性についても疑問が生じることになる。</p> <p>契約を行う際は、計画的に事務を遂行し、分割する必要のないものについてはまとめて設計し予定価格を定め、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に該当しなければ、随意契約ではなく入札により業者を決定されるよう注意されたい。</p>

監査の対象	佐賀広域消防局 佐賀消防署
監査の結果	財務等に関する事務の執行については、特段事務処理上問題もなく、おおむね適正に処理されていた。

監査の対象	佐賀広域消防局 多久消防署
監査の結果	<p>○注意を求める事項</p> <p>現金等の管理について</p> <p>署内のキャビネットに現金160円とテレホンカード15枚(7,500円相当)の入った手提げ金庫が保管されていた。</p> <p>これらは、以前、署内で事務を担当していた団体のもので、事務移管後もそのまま署に残されていた。</p> <p>これらの現金等については、速やかに団体に返還するとともに、今後は、所管する金庫に用途不明の現金等を保管することがないように、適切に管理されたい。</p> <p>備品標示について</p> <p>多久消防署に配置された備品において、備品標示票の貼付や備品番号の標示のないものがあった。</p> <p>このことについては前回の監査でも改善を求めている。</p> <p>備品標示については、佐賀中部広域連合財務規則第141条の規定に基づき、適正に処理されたい。なお、備品標示票の貼付が難しい場合は、備品番号を油性ペンで記入するか、備品番号等を記入したシールを貼付するなどして標示されたい。</p>